



青森県報

第二千十七号

平成十四年五月七日(火曜日)

目次

告 示

| | |
|------------------|--------------|
| 保安林の指定解除…………… | (林 政 課) …… 一 |
| 都市計画事業の認可…………… | (都市計画課) …… 一 |
| 証紙売りさばき人の指定…………… | (経 理 課) …… 二 |

公 告

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… | (財 政 課) …… 二 |
| 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… | (経営振興課) …… 二 |
| 農地保有合理化事業規程の変更の承認…………… | (構造政策課) …… 四 |
| 建設業者の許可の取消し…………… | (八戸県土整備事務所) …… 四 |

出先機関

| | |
|---------------|-------------------|
| 道路の位置の指定…………… | (十和田県土整備事務所) …… 四 |
|---------------|-------------------|

正 誤

| | |
|--------------------------|--------------|
| 平成十四年四月十日定例告示中…………… | (林 政 課) …… 五 |
| 昭和五十五年三月十五日定例教育委員会中…………… | (県立学校課) …… 五 |

告

示

青森県告示第二百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

北津軽郡市浦村大字十三字通行道一一七の四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防除

三 保安林解除の理由

漁港施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画公園事業を平成十四年四月二十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 施行者の名称
弘前市
- 二 都市計画事業の種類
弘前広域都市計画公園事業（二・二・六十九号田園公園）
- 三 事業施行期間
平成十四年五月七日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
青森県弘前市大字福田字種元地内
 - 2 使用の部分
なし

青森県告示第二百三十七号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字三内字丸山一九八の四
財団法人青森県交通安全協会
- 二 指定年月日
平成十四年五月七日
- 三 売りさばき場所
西津軽郡木造町字千代町一八の一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量
予算編成システムに係るコンピュータ等賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部財政課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
エヌイーシーリース株式会社
東京都港区芝五丁目二九の一
- 六 契約金額
四千八百八十四万六千四百二十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成十四年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ下田店

上北郡下田町字高田八二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

2 有限会社ドラッグコーポレーション

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年十二月十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三三五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

五八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社横浜フアーマシー

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

(二) 有限会社ドラッグコーポレーション

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時三十分から午後六時まで

八 届出年月日

平成十四年四月十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十四年五月七日から同年九月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年九月七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、社団法人脇野沢村農業振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十四年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

研修等事業（法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 堀内工業
- 二 氏名 堀内 耕美
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字沖田字沖ノ口二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第六七八号
- 五 取消年月日 平成十四年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木一式、建築一式、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年三月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月七日

十和田県土整備事務局長 上 原 佳 三

| 位 置 | 延 長 | 幅 員 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|-----------|----------|---------------|
| 三沢市大字三沢字大津一 の一一〇 | 七五・三七メートル | 六・〇〇メートル | 平成 一四・四・一六 |

正
誤

| | |
|--------------------------|---------------|
| 昭和五・三・一五 第一一五五号 | 発行年月日 発行番号 |
| 教育委員 会規則 | 区 分 |
| 第一号 | 番 号 |
| 七 | ペ ー ジ |
| 下 | 段 |
| 三 | 行 |
| 学校用務業務とは、環境 の整備その他の業務 | 誤 |
| 学校用務業務とは、環境 の整備その他の業務 | 正 |

教育庁県立学校課

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 平成一四・四・一〇 第一〇〇七号 | 発行年月日 発行番号 | |
| 告 示 | 区 分 | |
| 第一九八号 | 番 号 | |
| 五 | ペ ー ジ | |
| 上 | 段 | |
| 三 | 九 | 行 |
| 道路用地とするため | 十和田市大字深持字深持山一の四 | 誤 |
| 図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。） | 道路用地とするため （次の図）は、省略し、その 十和田市大字深持字深持山一の四 （次の図に示す部分に限る。） | 正 |

林
政
課

| | | |
|-------------|-------------------------------|---------|
| 青 森 県 | 青森市長島二丁目一番一 号 | 発行所・発行人 |
| 青 森 県 | 青森市古川二丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭